

令和4年度における広島県地域職業訓練実施計画

令和4年4月1日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64条）第16条第1項の規定に基づき公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）（以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び広島県が一体となって労働者の職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、広島県における職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

2 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年4月から令和3年12月までにおいて、特定求職者に該当する可能性のある者の数は37,902人。

(1) 令和3年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。（令和3年12月末現在）

① 公共職業訓練（離職者訓練）

・広島県	施設内訓練	78人
	委託訓練	778人
・広島職業能力開発促進センター	施設内訓練	423人

② 公共職業訓練（若年者・学卒者訓練）（令和3年度入校）

・県立技術短期大学校	20人
・県立高等技術専門学校	141人
・福山職業能力開発短期大学校	73人

③ 公共職業訓練（障害者訓練）（令和3年度入校）

広島障害者職業能力開発校	69人
--------------	-----

④ 求職者支援訓練	基礎コース	101人
	実践コース	157人

(2) 令和3年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

① 公共職業訓練（離職者訓練）		
・ 広島県	施設内訓練	77.3%
	委託訓練	68.6%
・ 広島職業能力開発促進センター		
	施設内訓練	88.8%
② 求職者支援訓練	基礎コース	60.0%
	実践コース	46.7%

注1) 施設内訓練及び委託訓練は令和3年9月までに、求職者支援訓練は令和3年6月までに終了した訓練の訓練終了後3か月までの就職率。

注2) 求職者支援訓練については、平成26年4月開講コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

3 令和4年度における職業訓練の実施方針

雇用情勢は新型コロナウイルス感染症の影響により求職者の増加もみられ、離職者等を対象とする職業訓練については、令和4年度においても、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化や事業所の閉鎖により離職を余儀なくされた方々や、就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個々の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるような訓練コース設定を行う。

これらの職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、「広島県地域訓練協議会」において、地域における関係者の連携・協力関係を強化するとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の関連インフラの更なる整備及び普及も進めていくこととする。

(1) 公共職業訓練

① 施設内訓練の実施規模と分野

- ・ これまでの訓練実施分野及び規模を基準としつつ、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等に重点をおいて実施する。また、公共職業訓練（離職者訓練）の実施主体である広島県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部は、広島労働局、公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿った職業訓練コースを設定する。
- ・ 公共職業能力開発施設の施設内訓練においては、ものづくりの基本となる技能等を習得するための職業訓練を引き続き実施する。
- ・ 広島職業能力開発促進センターにおいては、パート・アルバイト等の不安定な就労を繰り返している状態にある者等の安定的な雇用への移行を促進するため、

短期デュアルコースを引き続き実施する。

なお、就職氷河期対策の一環として引き続き対象年齢を45歳未満から55歳未満に引き上げて実施する。

- 広島職業能力開発促進センターにおいては、ものづくり分野への女性の進出、子育て等により就業から離れていた者等の学び直し層の受講を促進するため、全てのコースに託児サービスを付加して引き続き実施する。
- 広島職業能力開発促進センターにおいては、働く現場で必要なチームで働く力、仕事の分析力、自ら考え行動する力等を付与することを目的に、定員の一部分について1か月間の導入講習（橋渡し訓練）を本コースに先立って引き続き実施する。

訓練施設名	訓練科目	定員(人)
呉高等技術専門学校	・介護サービス科 ・CADワーク科	80
三次高等技術専門学校	・介護サービス科	40
広島職業能力開発促進センター	・テクニカルオペレーション科 ・機械加工技術科 ・機械加工技術科（短期デュアルコース） ・金属加工科 ・金属加工科（短期デュアルコース） ・精密板金科 ・住宅リフォーム技術科 ・住宅点検プランニング科 ・ビル管理技術科 ・電気設備技術科 ・電気設備技術科（短期デュアルコース） ・生産システム技術科 ・スマート生産サポート科	632
合計	16科	752

② 委託訓練の実施規模と分野

- 委託訓練については、人手不足分野であり求人ニーズの高い介護分野や求職者ニーズの高い事務系分野を中心に訓練を実施する。
- 観光分野コースについては関連就職率が低迷していることから廃止する。
- 令和3年度から実施しているデジタル技術の活用スキルを習得する4から5か月の技術革新対応コースを拡充する。

コース名	訓練分野	定員(人)
知識等習得コース	・介護 ・IT、事務等	1,241
建設人材育成コース	・建設	15
長期高度人材育成コース	・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士	47
デュアルシステムコース	・IT、事務等	40
合計	7分野	1,343

③ 学卒者訓練(若年技能者育成訓練)の実施規模と分野

- 学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

訓練施設名	訓練科目	定員(人)
広島高等技術専門学校	・自動車板金科 ・電気設備科 ・建築インテリア科	60
呉高等技術専門学校	・溶接加工科 ・機械システム科	40
福山高等技術専門学校	・自動車整備科・溶接加工科・機械システム科・電気設備科・建築科	90
三次高等技術専門学校	・自動車整備科 ・溶接加工科 ・建築科	40
広島県立技術短期大学校	・機械システム技術科 ・制御システム技術科	30
福山職業能力開発短期大学校	・生産技術科 ・電気エネルギー制御科 ・電子情報技術科	70
合計	18科	330

④ 障害者訓練の実施規模と分野

- 障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

訓練施設名	訓練科目	定員(人)
広島障害者職業能力開発校	・CAD 技術 ・情報システム ・Web デザイン ・OA 事務 ・事務実務 ・総合実務	105

訓練施設名	コース	定員(人)
民間職業訓練施設	・知識 技能習得訓練コース ・実践能力習得訓練コース ・e-ラーニングコース ・特別支援学校早期訓練コース ・在職者訓練コース	96

⑤ 在職者訓練の実施規模と分野

- 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する技能及びこれに関する知識を習得させる職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。
- 広島職業能力開発促進センター、福山職業能力開発短期大学校においては、第4次産業革命に対応するためのコース設定増に努めるものとする。

訓練施設名	講座・セミナー	定員(人)
広島県立技術短期大学校	7講座 〈主な講座〉・3次元CAD・データ分析入門	70
広島県立高等技術専門学校(4校)	14講座 〈主な講座〉・旋盤技術・電気工事士受験対策	185
広島職業能力開発促進センター	139コース 〈主なセミナー〉・機械加工・溶接・シーケンス/PLC制御	1,371
福山職業能力開発短期大学校	40コース 〈主なセミナー〉・実践機械設計技術・電子回路設計技術	400
合計	200講座・コース	2,026

(2) 求職者支援訓練

- 令和4年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう680人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模913人を上限とする。

なお、訓練認定規模913人のうち、就職氷河期対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分を148人とする。

- 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）とする。
- その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている求職者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- 子育て等により就業から離れていた者の学び直しの層の受講を促進するため、託児付コースの設定に努める。
- 人生100年時代の到来を踏まえ、誰もが、いくつになっても学び直しと新たなチャレンジの機会を得られるよう、高齢者の受講を推奨するコースの設定に努める。
- 就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている方等を安定した職業生活に移行させるため、訓練期間や時間数等の要件を緩和したコースを設定する。
- 地域ニーズ枠として、以下のコース設定を推奨する。
 - 中高年齢者や子育て女性等の特に訓練を必要とする者の受講を想定し、特段の工夫を行うコース（基礎コース定員上限：30人）
 - 国内外等からの観光客に対応する情報の提供ができるコミュニケーション能力

と、接客から販売促進に繋げる人材を育成するコース(実践コース・その他〔営業・販売・事務〕定員上限：30人)

- 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	コース割合
基礎コース	365人	40%
地域二一ズ枠	30人	
実践コース	548人	60%
介護福祉系	75人	
医療事務系	140人	
デジタル系	165人	
IT	55人	
デザイン(WEB)	110人	
その他	168人	
地域二一ズ枠	30人	
合計	913人	100%

※ 地域別は、西部地区70%、東部、南部及び北部地区30%を目安とする。

認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コース分の繰越し分について、第4四半期においては、基礎・実践間の振替や、実践コースの他分野への振替を可とする。

また、認定枠の有効活用のため、実践コースの全国共通分野(介護、医療事務、デジタル)において訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員について、同一認定単位期間の「その他」分野への振替も可とする。

- 上記のうち、新規参入枠は、年間規模の30%とし、四半期ごとにその1/4を上限とする。また、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規参入枠へ振り替えることも可能とする。

- 認定単位期間

広島県においては、毎月ごとに求職者支援訓練を認定することとする。

認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、広島労働局及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部のHPで周知する。

4 訓練修了者に対する就職支援等の充実

- 公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講希望者に対しては、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- 受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者もいることから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。

- このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、ジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- なお、求職者支援訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。
- これらにより、就職率は、公共職業訓練（施設内訓練）で80%、公共職業訓練（委託訓練）で75%、求職者支援訓練の雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

5 推進体制

- 公共職業訓練と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や県等の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
- このため、令和4年度においても、広島県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- 広島県地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- このほか、公共職業訓練及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、関係機関とも連携の上、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、周知を図る。
- 今後とも、広島県地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。